

健康サポート薬局について

日薬ホームページより

2016.7.30

1 健康サポート薬局（制度）について

- 薬局の業務体制や設備について一定の基準（厚生労働省告示）に適合する薬局が、**都道府県知事等に届出（H28年10月1日以降）**を行うことにより、「健康サポート薬局」である旨の表示ができる制度です。
健康サポート薬局である旨を表示する場合には、基準に適合させることが薬局開設者の遵守事項とされ、**健康サポート薬局である旨の表示の有無は、薬局開設許可申請書の記載事項になっています。**
基準を満たさなくなる場合には変更届が必要です。
- 健康サポート薬局の表示の有無は、薬局機能情報提供制度にて薬局開設者が都道府県知事に報告を行わなければならない事項となっています。

2 健康サポート薬局（あり方・業務）について

薬事関係法令上、

「かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能に加え、国民による主体的な健康の保持増進を積極的に支援する（健康サポート）機能を備えた薬局」と規定されています。

- 健康サポート薬局の理念やあるべき姿については、平成27年6月に設置された「健康情報拠点薬局（仮称）のあり方に関する検討会」において議論され、「健康サポート薬局のあり方について」報告書（平成27年9月）として取りまとめられています。
- 健康サポート薬局に必要な「かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能」及び「国民による主体的な健康の保持増進を積極的に支援する機能（健康サポート機能）」については、制度の施行通知に詳細に示されています。
- 健康サポート薬局の届出を検討されている方は、必ず報告書と施行通知をお読みいただき、制度創設の背景や理念、健康サポート薬局に求められる業務とその意義について理解を深めていただきますようお願いいたします。

健康サポート薬局研修について

日薬ホームページより

2016.7.30

平成28年度より「健康サポート薬局」が施行されています。

「健康サポート薬局」となる場合には、厚生労働大臣が定める基準で規定される「常駐する薬剤師の資質に係る所定の研修」を修了し、薬局において薬剤師として5年以上の実務経験がある薬剤師が常駐する必要があり、届出にあたっては研修修了証の提出が必要です。

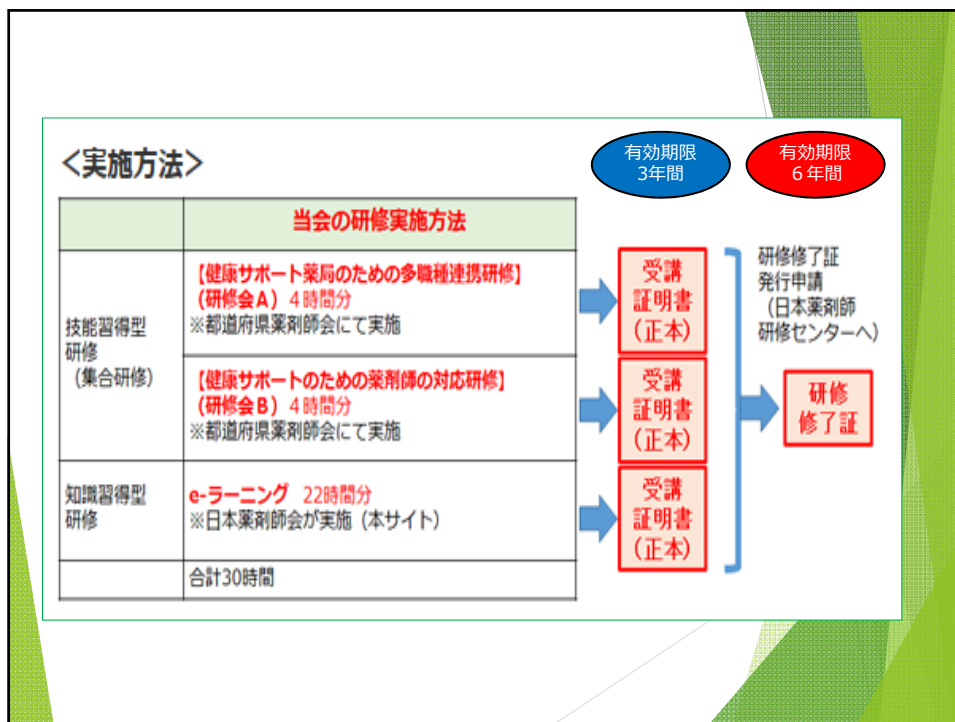
日本薬剤師会・日本薬剤師研修センターは当該研修の実施機関として、合同で、厚生労働省が指定する確認機関（日本薬学会）への届出を行っており、今夏より、都道府県薬剤師会の協力を得て、以下のとおり研修を実施いたします。

1 研修の実施について（全体像）

この研修は、これから健康サポート薬局である旨を表示しようとする薬局、及び既に表示している薬局に従事する薬剤師の方を対象とするものです。特に研修会に関しては、受講定員との兼ね合い等から、原則、すでに「健康サポート薬局」である旨を表示し得る業務体制を有する薬局に従事しており、健康サポート薬局の意義や基準・通知を理解し、健康サポート薬局として地域住民の健康の保持増進に貢献する意欲のある薬剤師を対象とするものです。

<研修の種類>

- ① **技能**習得型研修（研修会 **A**）：健康サポートのための多職種**連携**研修
- ② **技能**習得型研修（研修会 **B**）：健康サポートのための薬剤師の**対応**研修
- ③ **知識**習得型研修（**e-ラーニング**）



2 研修の開催について

- **技能**習得型研修 (研修会A及びB)
各都道府県で開催される研修会日程
研修会A：健康サポートのための多職種**連携**研修
研修会B：健康サポートのための薬剤師の**対応**研修
(注) 研修会Aは、**勤務先薬局所在地**の都道府県薬剤師会の研修会を受講してください。

- **知識**習得型研修 (e-ラーニング) 専用サイト

健康サポート薬局 <知識習得型研修>
e-ラーニング
提供元：日本薬剤師会

お申し込み開始日：2016年8月下旬予定

研修

このサイトは、平成28年4月1日に施行された「健康サポート薬局に係る都道府県薬剤師会への届出を行うこと」が
必要となる薬剤師の登録業務を支援する「業務に関する薬剤師の登録に係る所定の研修(2016年)」のうち
「知識習得型研修(22時間分)」の専用サイトです。

・お申し込みは個人単位で受け付けます(個人ごとに、メールアドレスの登録が必要です)
・登録料：6,000円(税込) 研修費は別途(クレジットカードまたはコンビニ決済)

3 研修受講～研修修了の流れ

STEP① 受講申し込み

上記『2』参照（[会員](#)・[非会員](#)を問わずお申し込みいただけます）

STEP② 研修の受講

研修会A及びBと、e-ラーニングをそれぞれ受講し、受講証明書を取得する（計3通）。

STEP③ 修了証発行申請

[全ての受講証明書（正本3通）](#) 及び必要書類を研修実施機関に提出。

※提出先：[日本薬剤師研修センター](#)

（注）[受講証明書](#)の有効期限は**3年間**です。有効期限内に修了証発行申請を行ってください。

STEP④ 研修修了証の交付

研修実施機関から[研修修了証](#)を発行。

（注）研修修了証が発行されるのは、都道府県薬剤師会が開催する技能習得型研修（研修会）と日本薬剤師会のe-ラーニングを受講された場合のみです。
他の実施機関が提供する研修会等を受講されても、研修修了証は発行されません。

4 費用について

研修の受講から修了までに、以下の費用がかかります。

- ・ **知識習得型研修（e-ラーニング）** の受講料：**8,000円（税別）**
- ・ **技能習得型研修（研修会A及びB）** の受講料：
都道府県薬剤師会により受講料が異なります。
- ・ 研修修了証発行に係る費用：**5,000円（税別）**

5 研修修了証について①

(1) 発行要件

以下アイの**すべて**に該当する方に研修修了証を発行します。

ア **すべての技能習得型研修及び知識習得型研修を修了**した者

イ 薬局において、**薬剤師として5年以上の実務経験**（注）がある者

（注）当会では修了証発行にあたり、実務経験は、

週当たりの勤務時間数が20時間以上であった期間を**通算**するものとします。

また、修了証の発行申請は5年以上の実務経験がないと行えませんのでご注意ください。

(2) 研修修了証発行の申請方法について

申請先：公益財団法人日本薬剤師研修センター

具体的な申請手順等は後日このページでもお知らせいたします。

5 研修修了証について②

(3) 研修修了証の有効期限

- ・ **研修修了証**の有効期限は発行日から**6年間**です。
- ・ 研修修了薬剤師の修了証の有効期限が切れた場合には、健康サポート薬局の届出を取り下げる必要がありますのでご注意ください。
- ・ 有効期限の**2年前から有効期限の間に「研修会A」を再履修**されたと、**修了証を更新**することができます。
- ・ 期限内に更新を行わない場合、改めて、すべて（30時間）の研修を再履修し、修了証を取得しなおす必要があります。

(4) 修了の取り消しについて

次の場合は、研修修了が取り消しとなります。

ア 虚偽の内容にもとづき申請を行った者

イ 薬剤師の資格を失った者

ウ 薬事に関し犯罪または不正の行為があった者

エ 上記の他薬剤師として著しく不適正な行為があった者

研修修了を取り消そうとするときは、あらかじめ当該者にその旨を通知します。

求めがあった場合には意見を聴く機会を設けます。

6 その他の留意点

健康サポート薬局研修では、
日本薬剤師研修センターの研修認定薬剤師制度の単位
(研修シール) を交付**いたしません**。

*Thank you for your
attention.*